

独立行政法人国立病院機構霞ヶ浦医療センターにおける
カード式テレビ、テレビカード販売機・精算機、ランドリー設置運営事業者公募の公示

令和6年5月20日から霞ヶ浦医療センターにおける入院患者等（以下「患者等」という。）の療養環境整備及び療養環境の充実を図るためのカード式テレビ、テレビカード販売機・精算機、ランドリー（以下「テレビカードシステム」という。）の設置にかかる運営者（以下「運営者」という。）を公募することとしますので、希望する者は次のとおり企画書及び見積書を提出願います。

令和6年5月20日

独立行政法人国立病院機構霞ヶ浦医療センター
院長 鈴木祥司

1. 事業概要

(1) 事業名

独立行政法人国立病院機構霞ヶ浦医療センターにおける入院患者のアメニティ向上のためのテレビカードシステムの設置運営事業

(2) 運営内容

運営者は当病院長が指定する病院建物の一部を有償で借り受け、当病院と協議のうえ運営に必要な設備整備等を行い、患者等のためのテレビカードシステム設置運営の全般を実施する。

(3) 貸付（運営）期間

令和6年10月1日～令和11年9月30日（履行開始から5年間）本貸付契約は、契約期間満了をもって契約は終了し、双方合意のもと延長を可能とする。その場合、契約期間満了の6ヶ月前までに双方の意思確認を行うものとする。

2. 参加資格、選定基準及び評価基準

(1) 企画書及び見積書の提出者に要求される資格

独立行政法人国立病院機構会計規程（以下「会計規程」という。）及び独立行政法人国立病院機構契約事務取扱細則（以下「契約事務取扱細則」という。）の規定によるほか、次に掲げる条件を全て満たしている者であること。

- ① 法人等を設立して5年以上継続しており、各々良好な運営実績が3年以上であること。
- ② 法人等の財務状況、損益状況及び資金状況に問題がないこと。
- ③ 不正及び不誠実な行動がないこと。
- ④ 暴力団員による不正な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者に該当しないこと。
- ⑤ 過去5年間で関東甲信越内の250床以上の病院施設において、テレビカードシステムの契約実績が5施設以上あること。

(2) 企画書及び見積書を特定するための評価基準

- ① 企画書の提出者の能力
同種又は類似業務実績、その他主要業務の実績
- ② 担当予定スタッフの能力
スタッフ数、当該業務に必要な資格及び業務経験、同種又は類似業務の実績、その他主要

業務の実績等

- ③ テレビカードシステムの運営方針等
運営方針・運営方法の妥当性。当該運営に対する取組意欲
- ④ 運営者からの提案
設置するテレビカードシステムの機能性、安全性、サービスの向上に向けた提案等
- ⑤ 販売手数料等・貸付料等見積等の妥当性

3. 手続き等

(1) 担当課・係

〒300-8585 茨城県土浦市下高津2-7-14

独立行政法人国立病院機構霞ヶ浦医療センター 事務部 企画課 契約係長

電話 029-826-7552

以下(2)～(5)の交付・提出先は上記とする。なお、書面は持参又は郵送(上記期限までに書留にて必着)により提出するものとし、電送によるものは受け付けない。

(2) 説明書の交付期間

令和6年5月20日(月)から令和6年6月14日(金)まで

(ただし、行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号)第1条に規定する行政機関の休日は除く。)

(3) 各書類の提出期限・方法

- ① 応募申込書 令和6年6月14日(金) 17時00分まで
- ② 質問書 令和6年6月14日(金) 17時00分まで
- ※ 質問の様式は自社の様式を用いる。質問に対する回答は順次とりまとめの上、6月19日(水) 17時00分までに質問者及び参加者全員へ通知する。
- ③ 企画書本公示で求める申込書等の提出書類及び「2. 参加資格、選定基準及び評価基準」の適合及び提案を確認出来る書類及び見積書の提出期限。

令和6年6月21日(金) 17時00分まで

(4) プレゼンテーションの有無 : 有

日 時 令和6年6月25日(火) 15時00分

場 所 霞ヶ浦医療センター第2会議室

(5) 見積書開札の日時及び場所

- ① 日 時 令和6年6月28日(金) 14時00分

- ② 場 所 霞ヶ浦医療センター第1会議室

選考結果の通知については、令和6年7月5日(金)までに参加者全員に通知する。

4. その他

- (1) 虚偽の内容が記載されている参加資格確認書類又は企画書及び見積書は無効
- (2) 契約書作成の要否・・・・・・・・要(定期建物賃貸借契約による)
- (3) 企画書のヒアリング・・・・・・・・必要に応じて実施
- (4) 関連情報を入手するための窓口・・上記「3.(1)」に同じ
- (5) 企画書は11部提出すること
- (6) 詳細は説明書による。